

人事委員会年報

(平成26年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	8
4 人事委員会主要行事	9

第2 任用関係業務

1 職員の採用	11
(1) 職員採用試験等の実施状況	11
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	15
(3) 受験資格等	16
(4) 採用選考の状況	17
(5) 広報活動等	17
(6) 危機管理等	18
2 職員の昇任	19
3 臨時的任用	19

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	21
(1) 職員の給料表別人員, 平均年齢及び平均経歴年数並びに学歴別及び性別人員構成比	21
(2) 職員の平均給与月額	21
2 職種別民間給与実態調査	22
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	22
(2) 職員給与と民間給与との比較	22
3 職員の給与に関する報告及び勧告	24
(1) 職員の給与に関する報告(要旨)	24
(2) 勧告(要旨)	29
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告(要旨)	31
4 職員の給与制度改定の動き	35

第4 審査関係業務

1 公平審査	37
(1) 不利益処分に関する不服申立て	37
(2) 勤務条件に関する措置の要求	45
2 職員からの苦情相談	46
3 職員団体等	47
(1) 職員団体の登録	47
(2) 管理職員等の範囲の指定	48
4 労働基準監督機関としての職権行使	53

人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成26年度の人事委員会は29回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	26. 4. 8 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立ての受理について（県立高校教員転任事案）</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 不服申立て事案の審査の状況等について</p> <p>2 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成25年度職員による苦情相談の概要について</p> <p>2 平成26年度人事委員会事務局事務概要について</p> <p>3 職員団体からの要請について</p>
第2回	26. 4. 23 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会指令「社会人経験者等採用試験による採用者の初任給の特例」について</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分）</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度第1回広島県警察官等採用試験申込者数について</p> <p>2 平成26年職種別民間給与実態調査について</p> <p>3 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて（不起立事案（小中学校））</p> <p>4 全国人事委員会連合会役員会の概要について</p>
第3回	26. 5. 13 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分についての不服申立ての裁決の方向性について（中学校教員懲戒免職事案）</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（職務命令違反事案（破り年休））</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について</p> <p>2 平成26年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について</p> <p>3 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について</p>
第4回	26. 5. 30 (金)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求事案に係る陳述聴取の実施について（県立高校教員定期昇給事案）</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（職務命令違反事案（破り年休））</p> <p>3 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度第1回警察官採用試験の第1次合格者について</p> <p>2 査定昇給の実施状況（平成26年4月1日）について</p>
第5回	26. 6. 10 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求事案に係る陳述聴取の実施について（県立高校教員定期昇給事案）</p> <p>2 人事委員会日程について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）・（第1回社会人経験者等）申込状況について</p> <p>2 職員団体からの要請について</p>

第6回	26. 6. 23(月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てに係る証拠調べの申立ての却下等について（不起立事案（県立学校）） 2 不利益処分に関する不服申立てに係る意見書への回答について（不起立事案（県立学校）） 3 懲戒処分取消及び国家賠償請求事件（平成26年（行ウ）第19号）への対応について（職務命令違反事案（破り年休）） 4 不利益処分に関する不服申立ての再審請求の却下について（小学校教員戒告事案） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置要求事案の今後の審査について（県立高校教員定期昇給事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度第1回警察官採用試験の第2次合格者について 2 職員採用試験の面接評定票における評価の着眼点の見直しについて 3 職員採用試験（大学卒業程度）における受験者との質疑・意見交換の実施について 4 平成26年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）採用計画について 5 平成26年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）採用計画について 6 平成26年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験採用計画について 7 平成26年度第2回広島県警察官採用試験採用計画について
第7回	26. 7. 15(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求に係る書類提出要求（第2回）について（県立高校教員定期昇給事案） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（中学校教員懲戒免職事案） 2 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について 2 平成26年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）第1次試験合格者について 3 職員の採用選考について 4 平成26年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第8回	26. 7. 29(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（中学校教員懲戒免職事案） 3 不利益処分に関する不服申立てに係る証拠調べの申立ての却下等について（不起立事案（県立学校）） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年6月の勤勉手当の支給状況について
第9回	26. 8. 7(木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 不利益処分に関する不服申立てに係る証拠提出要求について（県立高校事務職員懲戒免職事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体からの要請について
第10回	26. 8. 20(水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について 2 人事委員会勧告作業日程について 3 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第2次試験合格者について 2 全人連役員会の概要について

第11回	26. 8. 27 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てに係る証拠提出要求について（中学校教員戒告事案） 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てに係る口頭審理の実施について（不起立事案（県立学校）） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請（教員給与関係）について
第12回	26. 9. 3 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の最終合格者の決定について 2 職員（林業）の採用選考について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について 2 職員団体からの申し入れについて
第13回	26. 9. 9 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度第2回警察官採用試験の申込者数について 2 平成26年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 3 職員団体からの申し入れについて
第14回	26. 9. 18 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に係る意見について 2 人事委員会規則の一部改正について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について 2 平成26年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について 3 職員団体との協議等について
第15回	26. 9. 25 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安職8級に属する職への昇任選考について 2 「級別職務区分表」等の一部改正について 3 「管理職員等の範囲を定める規則」の一部改正について 4 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との協議等について
第16回	26. 10. 1 (月)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てに係る審理の終了について（府中町職員懲戒免職事案） 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度身体に障害のある人を対象とした職員採用選考試験第1次試験合格者について 2 平成26年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について 3 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当について
第17回	26. 10. 10 (金)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の申込者数について 2 職員団体との協議について
第18回	26. 10. 23 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の決定について 2 県の課長相当職への昇任選考について 3 人事委員会指令「教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の運用方針」の一部改正について

		<p>4 不利益処分に関する不服申立てに係る裁決書の形態について（不起立事案（県立学校）） 〔協議事項〕</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求事案の判定の方向性について（県立高校教員定期昇給事案） 〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について</p> <p>2 平成26年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について</p> <p>3 平成26年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について</p> <p>4 平成26年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の第1次試験合格者について</p> <p>5 平成26年各都道府県の給与勧告の状況について</p>
第19回	26.11.12(水)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について</p> <p>2 平成26年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について</p> <p>3 勤務条件に関する措置要求事案に係る審査の終了について</p> <p>4 不利益処分に関する不服申立てに係る証人の採否等について（県立高校教員転任事案） 〔協議事項〕</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てに係る口頭審理の実施について（不起立事案（県立学校））</p> <p>2 人事委員会日程について 〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第1次試験合格者について</p> <p>2 確定交渉における給与改定等の提案状況について</p> <p>3 全人連役員会の概要について</p> <p>4 平成26年度各都道府県の給与勧告等の状況</p> <p>5 職員団体からの要望について</p>
第20回	26.11.25(火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成26年度第2回警察官採用試験の最終合格者の決定について</p> <p>2 平成26年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について</p> <p>3 人事委員会指令「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条の初任給決定の特例」の一部改正について 〔協議事項〕</p> <p>1 平成26年度職員採用ガイダンスの開催時期について</p> <p>2 人事委員会日程について 〔報告事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</p>
第21回	26.12.2(火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成26年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の最終合格者の決定について</p> <p>2 平成26年度広島県職員採用試験（総合土木）実施計画について</p> <p>3 人事委員会指令「通勤手当に係る有料道路利用の特例（新尾道大橋）」について 〔報告事項〕</p> <p>1 確定交渉の妥結状況について</p>
第22回	26.12.8(月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 条例案に係る意見について</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立てに係る審査の終了について（県立高校事務職員懲戒免職事案）</p>
第23回	26.12.17(水)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の一部改正について</p> <p>2 不利益処分に関する不服申立ての再審請求の却下について（職務命令違反事案（破り年休）） 〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p>

第 24 回	27. 1. 21 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（府中町職員懲戒免職事案） 2 勤務条件に関する措置要求の判定について（県立高校教員定期昇給事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「広島県職員採用ガイダンス」の開催について 2 平成26年12月の勤務手当の支給状況について
第 25 回	27. 1. 29 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（府中町職員懲戒免職事案） 2 勤務条件に関する措置要求の判定について（県立高校教員定期昇給事案） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てに係る口頭審理の実施について（県立高校教員転任事案） 2 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（総合土木）の第1次試験合格者について
第 26 回	27. 2. 13 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用試験（総合土木）の最終合格者の決定について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 警察本部の採用選考について 4 警察本部の参事官相当職等（公安職・行政職）への昇任選考について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度採用試験制度の見直しについて 2 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（県立高校事務職員懲戒免職事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長時間通勤の実態分析について 2 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて（県立高校教員転任事案） 3 職員団体からの春闘要求について
第 27 回	27. 2. 26 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度広島県職員採用試験実施計画について 2 人事委員会規則・指令の制定及び一部改正について 3 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（県立高校事務職員懲戒免職事案） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度事業所調査結果の概要について 2 全人連役員会の概要について
第 28 回	27. 3. 16 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 級別職務区分表等の改正について 3 人事委員会規則・指令の一部改正について 4 県の課長相当職以上への昇任選考について 5 職員の採用選考について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（不起立事案（県立学校）） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第1回警察官採用試験採用計画について 2 職員団体からの要請について
第 29 回	27. 3. 24 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会処務規程の一部改正について 2 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 3 人事委員会規則・指令の制定及び一部改正について 4 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（不起立事案（県立学校）） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度広島県職員採用ガイダンスの実施状況について 2 勤勉手当の成績率の運用について

付議事項 60件
協議事項 38件
報告事項 68件
合 計 166件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成26年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 26. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 26. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会処務規程の一部を改正する 訓令	事務局長の専決事項の改正
平 26. 5. 1 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 26. 5. 1 公布・施行	安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 26. 5. 1 公布・施行	山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 26. 8. 28 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	雇用保険法の改正に伴う改正
平 26. 9. 29 公布 平 26. 10. 1 施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正 する規則	西部建設事務所の災害復旧チーム設置 に伴う所要の改正
平 26. 9. 25 公布 平 26. 10. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正 する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 26. 9. 25 公布 平 26. 10. 1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の実施に関する規則の一部 改正	特別支援学校に勤務する職員の給与の 調整額の引下げによる改正
平 26. 12. 24 公布・施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 26. 12. 24 公布・施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正す る規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 26. 12. 24 公布・施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の実施に関する規則の一部 改正	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 26. 12. 24 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正 する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 2. 19 公布 平 27. 3. 16 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規 則	組織の改編による職の新設・改廃等に 伴う所要の改正
平 27. 3. 2 公布 平 27. 4. 1 施行	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する 規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 3. 2 公布 平 27. 4. 1 施行	管理職特別勤務手当に関する規則の一部を改 正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 3. 2 公布 平 27. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正 する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 3. 2 公布 平 27. 4. 1 施行	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部 を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 3. 2 公布 平 27. 4. 1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等 の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴 う改正
平 27. 3. 23 公布 平 27. 4. 1 施行	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則	派遣先の追加に伴う所要の改正
平 27. 3. 23 公布・施行	人事異動の取扱に関する規則の一部を改正す る規則	人事異動発令の取扱い等、必要な取扱 いに対応するための所要の改正
平 27. 3. 23 公布 平 27. 4. 1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤 務条件に関する条例の実施に関する規則の一部 を改正する規則	市町立学校職員に支給する管理職員特 別勤務手当に係る所要の改正

平27.3.23 公布 平27.4.1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等による職の新設に伴う改正
平27.3.23 公布 平27.4.1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う改正
平27.3.30 公布 平27.4.1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う改正。解剖立会作業の手当額に係る他団体の実態に応じた改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成26年度に意見を求められた条例案7件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
平成26年 9月18日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例案	適当と考える
平成26年 12月8日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 中職員に関する部分	適当と考える
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の 一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成26年 4月	4. 8 第1回人事委員会 4.23 第2回人事委員会	4.11 全国人事委員会連合会役員会 4.25 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	
5月	5.13 第3回人事委員会 5.30 第4回人事委員会	5.23 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	
6月	6.10 第5回人事委員会 6.23 第6回人事委員会	6.20 全国人事委員会連合会総会	6.10 口頭審理
7月	7.15 第7回人事委員会 7.29 第8回人事委員会	7.10・11 公平審査事務研修会(中 止)	7.17 大卒程度2次試験 ～8.5 (面接:12日間)
8月	8. 7 第9回人事委員会 8.20 第10回人事委員会 8.27 第11回人事委員会	8. 8 全国人事委員会連合会役員会	8.27 口頭審理
9月	9. 3 第12回人事委員会 9. 9 第13回人事委員会 9.18 第14回人事委員会 9.25 第15回人事委員会		
10月	10. 1 第16回人事委員会 10.10 第17回人事委員会 10.23 第18回人事委員会		10.10 人事委員会勧告
11月	11.12 第19回人事委員会 11.25 第20回人事委員会	11.10 全国人事委員会連合会役員会	11.12 口頭審理
12月	12. 2 第21回人事委員会 12. 8 第22回人事委員会 12.17 第23回人事委員会		
平成26年 1月	1.21 第24回人事委員会 1.29 第25回人事委員会		1.29 口頭審理
2月	2.13 第26回人事委員会 2.26 第27回人事委員会	2.17 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 6 第28回人事委員会 3.24 第29回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 29回

●人事委員会協議会関係

7回

●口頭審理 4回

任 用 關 係 事 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成26年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成26年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成26年度				平成25年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率		ポイント
競 争 試 験	大学卒業程度	990	652	142	4.6	1,151	691	132	5.2	△ 161	△ 14.0	△ 39	△ 5.6	10	7.6	△ 0.6
	うち行政	336	215	50	5.9	405	242	56	6.6	△ 69	△ 17.0	△ 27	△ 11.2	△ 6	△ 10.7	△ 0.7
	大卒程度第1回社会人	169	120	9	13.3	193	144	12	12.0	△ 24	△ 12.4	△ 24	△ 16.7	△ 3	△ 25.0	1.3
	うち行政	40	31	2	21.6	51	38	2	21.5	△ 11	△ 7	△ 7	△ 16.3	0	△ 16.7	0.1
	大卒程度第2回社会人	150	108	5	28.0	174	129	6	28.0	△ 24	△ 13.8	△ 21	△ 16.3	△ 1	△ 20.0	△ 2.6
	うち行政	39	30	2	28.0	49	36	1	28.0	△ 10	△ 6	△ 6	△ 26.8	△ 1	△ 20.0	△ 2.6
	短大卒業程度	180	112	4	10.3	228	153	5	30.6	△ 48	△ 21.1	△ 41	△ 26.8	△ 1	△ 20.0	△ 2.6
	高校卒業程度	48	29	1	10.3	63	44	4	10.0	△ 15	△ 21.1	△ 15	△ 26.8	△ 3	△ 20.0	△ 2.6
	うち行政	180	112	4	10.3	228	153	5	10.0	△ 48	△ 21.1	△ 41	△ 26.8	△ 1	△ 20.0	△ 2.6
	短大卒業程度	48	29	1	10.3	63	44	4	10.0	△ 15	△ 21.1	△ 15	△ 26.8	△ 3	△ 20.0	△ 2.6
	高校卒業程度	100	82	8	6.5	147	110	11	9.2	△ 47	△ 32.0	△ 28	△ 25.5	△ 3	△ 27.3	0.3
	うち行政	91	73	8	6.5	124	98	10	9.2	△ 33	△ 20.5	△ 25	△ 22.3	△ 2	10.5	△ 2.7
	小計	1,617	1,102	184	6.0	1,943	1,273	179	7.1	△ 326	△ 16.8	△ 171	△ 13.4	5	2.8	△ 1.1
	うち行政	603	419	78	7.6	752	507	85	9.1	△ 149	△ 19.8	△ 88	△ 17.4	△ 7	△ 8.2	△ 1.5
	第1回警察官(男性)	1,220	814	107	7.6	1,468	948	104	9.1	△ 248	△ 16.9	△ 134	△ 14.1	3	2.9	△ 1.8
	第2回警察官(男性)	428	294	56	7.6	535	344	55	9.2	△ 107	△ 20.0	△ 50	△ 14.5	1	1.8	△ 1.6
	第1回警察官(女性)	1,393	1,069	140	6.5	1,677	1,230	134	8.0	△ 284	△ 16.9	△ 161	△ 13.1	6	4.5	△ 1.5
	第2回警察官(女性)	(-)	(-)	(-)	6.5	(-)	(-)	(-)	8.0	△ 251	△ 21.1	△ 147	△ 18.8	0	0.0	△ 2.3
	警察少年育成官	936	633	98	6.4	1,187	780	98	9.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	△ 0.9
	警察少年育成官	329	219	34	8.1	445	269	31	9.0	△ 116	△ 26.1	△ 50	△ 18.6	3	9.7	△ 0.9
警察少年育成官	218	145	18	8.1	297	162	18	9.0	△ 116	△ 26.1	△ 50	△ 18.6	3	9.7	△ 0.9	
警察少年育成官	218	145	18	20.0	297	162	18	44.0	△ 79	△ 26.6	△ 17	△ 10.5	0	0.0	△ 24.0	
警察少年育成官	218	145	18	20.0	297	162	18	44.0	△ 79	△ 26.6	△ 17	△ 10.5	0	0.0	△ 24.0	
競争試験計	4,533	3,188	475	6.7	5,626	3,758	461	8.2	△ 1,093	△ 19.4	△ 570	△ 15.2	14	3.0	△ 1.5	
競争試験計	1,172	797	131	6.7	1,536	963	135	8.2	△ 364	△ 23.7	△ 166	△ 17.2	△ 4	△ 3.0	△ 1.5	
選 考 試 験	身体に障害のある人を対象とした試験	28	27	8	3.4	26	17	5	3.4	2	7.7	10	58.8	3	60.0	0.0
	職業訓練指導員	25	25	3	8.3	23	20	3	6.7	2	8.7	5	25.0	0	0.0	-
	林業(追加)	11	8	3	2.7					11	皆増	8	皆増	3	皆増	-
	総合土木(追加)	65	45	6	7.5					65	皆増	45	皆増	6	皆増	-
	警察官(術科指導員)	4	4	4	1.0	5	5	4	1.3	△ 1	△ 20.0	△ 1	△ 20.0	0	0.0	△ 0.3
選考試験計	133	109	24	4.5	54	42	12	3.5	79	146.3	67	159.5	12	100.0	1.0	
合計(競争試験+選考試験)	4,666	3,297	499	6.6	5,680	3,800	473	8.0	△ 1,014	△ 17.9	△ 503	△ 13.2	26	5.5	△ 1.4	
その 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		47	47	1.0		30	30	1.0			17	56.7	17	56.7	0.0
	教育委員会(行政職)		18	18	1.0		27	27	1.0			△ 9	△ 33.3	△ 9	△ 33.3	0.0
	警察本部(警察官等)		50	50	1.0		64	64	1.0			△ 14	△ 21.9	△ 14	△ 21.9	0.0
	計		115	115	1.0		121	121	1.0			△ 6	△ 5.0	△ 6	△ 5.0	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成26年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成27年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験					最終競争 倍率 (B/D)	採用者数 人			
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					受験者数	最終合格者数(D)							
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		C/B	院	大			短	高	計
大学 卒業 程度 試験	一般事務	40	534	41	298	1	7	347	65.0	20	85		105	30.3	98	6	44		50	14.4	6.9	43	
	小中学校事務	15	170	12	99		2	113	66.4	4	24		28	20	25	2	18		20	31.4	3.2	15	
	警察事務	10	40	2	20			22	55.0	1	14		15	15	15	10		10				10	
	小計	65	712	48	399	1	10	458	64.3	26	136	1	163	35.6	153	8	68	1	77	16.8	5.9	68	
	行政以外	心理	2	20	5	6			11	55.0	3	4		7	63.6	6	1	1		2	18.2	5.5	2
	社会福祉	2	16	4	3			7	43.8	3	2		5	31.3	4	1	1		2			2	
	衛生(薬学)	3	15	10				10	66.7	5	5		5	50.0	5	2	2		2	20.0	5.0	1	
	農業	2	10		6			6	60.0	3	3		3	30.0	3	2			2			1	
	林業	2	8		5			5	62.5	4	4		4	80.0	4	4			4	80.0	1.3	4	
	畜産一般	1	7		5			5	71.4	4	4		4	40.0	4	4			4			4	
	水産	3	28	13	11			24	85.7	4	3		7	29.2	7	1	1		2	8.3	12.0	2	
	工業(化学)	3	12	5	6			11	91.7	2	1		3	15.0	3	1	1		1			1	
	工業(食品)	1	12	3	3			6	50.0	3	3		6	100.0	6	2	1		3	50.0	2.0	1	
	工業(機械)	3	2					2		2	5		7	100.0	5	2			2	28.6	3.5	2	
	工業(電気)	8	5	1	3			4	80.0	1	3		4	40.0	3	1			1			1	
総合土木	15	20	9	6			15	75.0	4	3		7	46.7	7	2	1		3	20.0	5.0	3		
建築	9	3	1	1			2	66.7	1	1		2	20.0	1				1			1		
小計	54	41	17	12			29	70.7	5	2		7	24.1	5	2	1		3	10.3	9.7	3		
計	119	7	1	4			5	71.4	6	1		7	77.8	4	1			1	11.1	9.0	1		
社会人 種験者	一般事務	5	150	25	76	3	4	108	72.0	5	16		21	19.4	9	2	3		5	4.6	21.6	3	
総合土木	4	39	4	22	1	3	30	75.0	1	6		7	17.5	4		2		2			1		
小計	9	19	5	6			12	63.2	5	5	1	11	91.7	8	1	3		4	33.3	3.0	4		
社会人 種験者	一般事務	4	180	21	84	4	3	112	62.2	3	10		13	11.6	7	4		4	3.6	28.0	3		
小計	4	48	5	20	2	2	29	59.6	4	4		4	10.0	2	1			1			1		
短大 卒業 程度 以外	司 番	1	44	4	28	-1		33	75.0	7			7	21.2	7	1		1	3.0	33.0	1		
栄 養 士	7	36	3	22			25	69.4	5	5		5	30.6	5	1			1			1		
小計	8	56		43	6		49	87.5	15	15		15	30.6	15	7			7	14.3	7.0	7		
高校 卒業 程度	一般事務	5	66		4	4	41	49	74.2			14	14	28.6	12			7	7	14.3	7.0	6	
小中学校事務	10	86		1	3	17	21	26	76.7			7	7	24			4	4			3		
警察事務	2	26		1	4	32	37	41	80.8			3	15	18			1	9	10	16.7	6.0	9	
小計	17	178		8	9	119	136	76.4			3	42	45	33.1	43		1	20	21	15.4	6.5	16	
身体に障害のある 人を対象とした試験	一般事務	6	20		13	2	4	19	95.0	12	1	4	17	89.5	16		4	3	7	36.8	2.7	6	
警察事務	1	3		1	2		3	3	100.0			2	3	3			1	1	1		1		
小計	7	8		4	4		8	8	100.0			4	7	87.5	8		1	1	12.5	8.0	1		
総 計	164	1,645	180	774	30	145	1,129	68.6	88	275	7	51	421	37.3	374	37	128	3	24	192	17.0	5.9	164

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高等を含む。

第3表 平成26年度広島県警察官等採用試験実施状況

試験区分	職種	採用予定人員 名程度	第1次試験										第2次試験										第3次試験										最終合格 倍率 (B/E)	採用者数 人					
			申込者数(A)					受験者数(B)					合格者数(C)					受験者数					合格者数(D)					受験者数							合格者数(E)				
			大	短	高	他	計	大	短	高	他	計	大	短	高	他	計	大	短	高	他	計	大	短	高	他	計	大	短	高	他	計			大	短	高	他	計
第1回	警察官A (男性)	85	604	74.5	403	66.7	331	241	241	39.9	230	114	114	18.9	5.3	68																							
	警察官B (男性)	20	582	79.9	91	19.6	85	9	1	48	56	2	24	5.6	17.9	16																							
	警察官A (女性)	18	196	65.8	97	75.2	69	51	28	39.5	47	28	21.7	4.6	22																								
	警察官B (女性)	4	133	57.7	21	25.3	14	2	9	12.2	10	1	5	6.7	15.0	2																							
	計	127	1,722	74.8	612	47.5	499	301	3	57	0	361	142	3	29	0	174	13.5	7.4	109																			
第2回	警察官A (男性)	42	473	64.9	165	53.7	144	99	99	32.2	97	47	47	15.3	6.5	43																							
	警察官B (男性)	43	463	70.4	26	133	154	12	2	93	107	4	1	46	6.4	43																							
	警察官A (女性)	6	86	64.0	27	49.1	23	17	17	30.9	16	8	8	14.5	6.9	5																							
	警察官B (女性)	8	132	68.2	32	35.6	31	2	19	23.3	21	1	9	11.1	9.0	9																							
	計	99	1,154	67.4	385	49.5	352	128	4	112	0	244	59	2	55	0	116	14.9	6.7	100																			
警察官 総計	226	2,876	71.8	997	48.3	851	429	7	169	0	605	201	5	84	0	290	14.0	7.1	208																				
採用予定人員は、受験案内表示による。 下段は、女性で内数。 大学の欄に記載の数は大学中退者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。 第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。	547	188	14	162	0	364	124	5	48	0	177	68	4	28	0	100	94	36	2	14	0	52	2	14	0	52	2	14	0	52	38								

(注) 採用予定人員は、受験案内表示による。

下段は、女性で内数。

大学の欄に記載の数は大学中退者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	20	46	46	41	59	81	89	71	105	119
	人 申込者数 (A)	952 (340)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)
	人 受験者数 (B)	625 (223)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)
	人 最終合格者数 (C)	26 (8)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)
	% 受験率 (B/A)	65.7	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9
	倍 競争倍率 (B/C)	24.0	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6
	人 採用者数 (D)	21 (5)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	9	30	24	18	31	42	46	34	57	65
	人 申込者数 (A)	682 (254)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)
	人 受験者数 (B)	420 (156)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)
	人 最終合格者数 (C)	12 (4)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)
	% 受験率 (B/A)	61.6	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3
	倍 競争倍率 (B/C)	35.0	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9
	人 採用者数 (D)	9 (3)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成 26 年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・申込書記布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験 ～ ～	第2次試験合格発表	第3次試験 ～ ～	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月10日(月) ～ 4月10日(木)	5月11日(日)	5月21日(火)	5月31日(土) ～ 6月1日(日)	6月17日(火)	7月7日(月) ～ 7月11日(金)	8月7日(木)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁	
大学卒業程度試験	5月14日(火) ～ 6月2日(月)	6月22日(日)	7月3日(木)	7月17日(木) ～ 8月5日(火)	—	—	8月12日(火)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—	
第1回 社会人経験者等試験	5月14日(火) ～ 6月2日(月)	6月22日(日)	7月15日(火)	8月8日(金)	8月19日(火)	8月31日(日)	9月5日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁	
第2回警察官	7月4日(金) ～ 8月29日(金)	9月21日(日)	10月2日(木)	10月11日(土) ～ 10月12日(日)	10月21日(火)	11月6日(木) ～ 11月12日(火)	11月28日(金)	【広島会場】 県立広島大学広島キャンパス、広島県庁 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁	
短大卒業程度試験	7月4日(金) ～ 9月9日(火)	9月28日(日)	10月16日(木)	10月29日(火) ～ 11月5日(火)	—	—	11月21日(金)	広島県庁	広島県庁	—	
高校卒業程度試験	7月4日(金) ～ 9月9日(火)	9月28日(日)	10月16日(木)	10月29日(火) ～ 11月5日(火)	—	—	11月21日(金)	【広島会場】 広島県庁 【福山会場】 東部総務事務所	広島県庁	—	
身体に障害のある人を対象とした試験	7月4日(金) ～ 9月5日(金)	9月21日(日)	10月2日(木)	10月15日(火)	—	—	10月28日(火)	広島県庁	広島県庁	—	
第2回 社会人経験者等試験	9月9日(火) ～ 9月30日(火)	10月19日(日)	10月31日(金)	11月17日(月)	11月21日(金)	11月30日(日)	12月5日(金)	【広島会場】 広島県庁 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁	

(3) 受験資格等

平成26年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
大学卒業程度		昭和60年4月2日から 平成5年4月1日までに生まれた者と 平成5年4月2日以降に生まれた大卒(卒 見含む)の者	—		
		昭和60年4月2日から 平成7年4月1日までに生まれた者			
		平成5年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者	—		
		昭和55年4月2日から 昭和63年4月1日までに生まれた者	—		
社会人経験者等 身体に障害のある人を 対象とした試験		昭和59年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者	—		※①
第1回警察官		昭和60年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者	男性	警察官(男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成27年3月末日までに卒業見込み の者 上記以外の者
			女性	警察官(女性) A	
			男性	警察官(男性) B	
			女性	警察官(女性) B	
第2回警察官		昭和60年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者	男性	警察官(男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成27年3月末日までに卒業見込み の者 上記以外の者
			女性	警察官(女性) A	
			男性	警察官(男性) B	
			女性	警察官(女性) B	

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

イ 括字印刷文による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を平成27年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成26年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成26年9月28日(日)	職業訓練指導員	25人	3人
平成26年10月19日(日)	林業【追加募集】	8人	3人
平成27年1月18日(日)	総合土木【追加募集】	45人	6人

（警察本部）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成26年8月18日(木)	警察官 術科指導員	4人	4人

（選考試験の計）

受験者数	合格者数
82人	16人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	47人	47人
教育委員会	行政職	18人	18人
警察本部	警察官等	50人	50人
計		115人	115人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成27年3月12日、県庁講堂にて開催し、241名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、

ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

2 職員の昇任

平成26年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	3	1		2	6
部 長 相 当 職	25	3		2	30
課 長 相 当 職	52	7	2	13	74
担当監・参事相当職	105	19	8	16	148
主 幹 相 当 職	155	40	10	49	254
主 査 相 当 職	160	42	15	38	255
合 計	500	112	35	120	767

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者がいない場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成26.4.1～平成27.3.31	263

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

給 与 関 係 事 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成26年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,009人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.3%を占め、以下行政職20.9%、公安職17.8%、医療職1.1%、研究職0.9%の順となっている。

(平成26年4月現在)

給料表	区分	適用 人員 人	平均 年齢 歳	平均経 験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		29,009	43.1	21.1	80.4	7.6	12.0	0.0	58.7	41.3
行政職給料表		6,052	44.0	22.9	59.9	12.9	27.1	0.0	66.6	33.4
公安職給料表		5,167	38.1	17.3	61.3	3.7	35.0	0.1	92.5	7.5
教育職給料表(二)(ロ)		4,403	45.2	22.8	94.8	4.5	0.7	-	58.5	41.5
教育職給料表(三)(イ)		12,787	43.9	21.3	92.3	7.7	0.0	-	41.6	58.4
研究職給料表		268	43.2	20.5	99.3	0.4	0.4	-	82.5	17.5
医療職給料表(一)		40	37.9	14.6	100.0	-	-	-	80.0	20.0
医療職給料表(二)		224	41.5	18.5	84.4	15.6	-	-	25.9	74.1
医療職給料表(三)		68	45.8	23.8	91.2	8.8	-	-	1.5	98.5

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で801円(0.2%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(二)で8,745円(2.4%)減少しているが、行政職給料表、公安職給料表及び研究職給料表では増加している。

給料表	区分	平成26年(A)	平成25年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		397,732 円	398,533 円	99.8 %
行政職給料表		386,552	385,948	100.2
公安職給料表		352,486	351,242	100.4
教育職給料表(二)(ロ)		430,608	432,273	99.6
教育職給料表(三)(イ)		409,374	411,201	99.6
研究職給料表		403,465	399,678	100.9
医療職給料表(一)		822,278	827,982	99.3
医療職給料表(二)		355,363	364,108	97.6
医療職給料表(三)		380,102	383,987	99.0

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,238 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業		300	141	109	50
農 業 , 林 業 , 漁 業		1	0	1	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		27	17	4	6
製 造 業		131	58	49	24
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		57	32	18	7
卸 売 業 , 小 売 業		29	20	5	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業		11	7	4	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		44	7	28	9

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 3 所、調査不能の事業所が 41 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 26 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレース方式で比較したところ、民間給与が職員給与を 1 人当たり平均 1,201 円 (0.31%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
392,746 円	391,545 円	1,201 円 (0.31%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレース方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,052 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,896 人である。

イ 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,164円
配偶者と子1人	17,668円
配偶者と子2人	22,724円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

ウ 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の状況

区分	距離段階別定額制における支給月額						
	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	3,963円	6,941円	13,119円	19,228円	23,933円	27,511円	30,065円

エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成25年8月から平成26年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額との4.11月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期(A1)
	上半期(A2)	354,727円	270,038円
特別給の支給額	下半期(B1)	694,668円	453,405円
	上半期(B2)	756,744円	502,771円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	1.98月分	1.73月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.13月分	1.86月分
	年間計	4.11月分	3.59月分

(注) 下半期とは平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、3.95月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成26年10月10日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告（内容抜粋）

ア 平成26年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、月例給については、民間事業所の賃金引上げの動きを反映して民間給与が公務員給与を上回ったため、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げることとしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったため、0.15月分の引上げを勧告している。

次に、民間給与実態調査により、県内の民間事業所の春季賃金改定動向等についてみると、定期昇給を実施した事業所の割合は9割程度と高く、また、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年より大幅に増加しており、本県においても民間事業所における賃金引上げの動きがみられる。

一方、職員給与は、昨年との民間給与との較差（1,830円）に基づき給与改定を行ったことや、民間給与との比較対象となる職員の平均年齢が上昇していることなどに伴い、昨年より増加している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が職員給与を1,201円（0.31%）上回っている。また、期末手当及び勤勉手当についても、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合（4.11月分）が、現行の職員の年間支給月数（3.95月）を上回っている。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表等

人事院は、本年、官民給与の較差を解消するため、俸給表について、世代間の給与配分の見直しの観点から、初任給や若年層に重点を置きつつ、広い範囲の号俸について引き上げる改定を行う一方で、50歳台後半層の職員の在職実態等を踏まえ、高位の号俸については改定を行わないこととしている。

本年の職員給与と民間給与との較差（1,201円）の解消にあたっては、基本的に給与制度は国に準拠することが適当と考えられること、また、本県における世代間の給与配分については国と同様の課題があることなどを踏まえると、人事院における俸給表の改定の考え方は、本県においても取り入れることが適当であることから、行政職給料表を国の行政職俸給表(一)の改定内容に準拠した上で、給料表の備考による水準調整を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行う必要がある。ただし、給与水準を含め国の制度に準拠している医療職給料表(一)については、給料表の備考による水準調整は行わないことが適当である。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行うことが適当である。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間事業所における賞与等の特別給(4.11月分)の支給割合が現行の職員の年間支給月数(3.95月)を上回っていることから、年間の支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月とする必要がある。支給月数の引き上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.075月分引き上げることが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

(エ) 通勤手当

人事院は、交通用具使用者に係る通勤手当について、公務における手当額が民間事業所における支給額を下回っていることから、引き上げ改定を勧告した。

本県においては、職員の通勤実態、民間の支給状況等を踏まえると、直ちに改定する状況にないことから、本年は交通用具使用者に係る通勤手当の改定は行わないこととし、引き続き、国及び他の都道府県の動向等を注視していくこととする。

(オ) 再任用職員の単身赴任手当

人事院は、再任用職員の増加に伴い、転居を伴う異動をする職員の増加が避けられない状況が生じていることなどを踏まえ、再任用職員に対して単身赴任手当を支給するよう勧告した。

本県の再任用職員の給与については、これまで国の制度に準拠していることから、国家公務員の取扱いに準じて、再任用職員に単身赴任手当を支給することが適当である。

(カ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。ただし、再任用職員の単身赴任手当については、平成27年4月1日から実施する。

イ 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

本年、人事院は、平成17年の給与構造改革に関する勧告以降の国家公務員の給与制度に係る諸課題に対応するため、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の観点から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告し、平成27年4月1日から段階的に実施することとしている。

本人事業委員会としては、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、給料表の構造等の給与制度については基本的に国の制度に準拠し、給与水準は地域の民間給与の水準と均衡させることが適当と考えることから、国における給与制度の総合的見直しを踏まえて、次のとおり対応する必要があるもの

と考える。

(ア) 給料表等の見直し

人事院は、地域間の給与配分の見直し及び世代間の給与配分の見直しの観点から、行政職俸給表(一)を次のとおり改定することとしている。

まず、地域間の給与配分の見直しについては、民間賃金が低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないかという指摘があることに留意し、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民給与の較差を踏まえ、俸給表水準を平均2%引き下げることとしている。

また、世代間の給与配分の見直しについては、50歳台後半層において公務員給与が民間給与を上回っていることや雇用と年金の接続等の課題を踏まえ、給与カーブの見直しが必要であるとして、50歳台後半層の職員が多く在職する3級以上の高位号俸について最大で4%程度引き下げる一方で、1級の全号俸及び2級の初任給に係る号俸については据え置くこととしている。

本県では、これまで、給料表の構造等は国に準拠しつつ、給与水準は県内の民間給与の水準と均衡させてきているところである。したがって、国における地域間の給与配分の適正化を目的とした俸給表水準の引下げについては、本県において、国と同様の観点から実施する必要性は乏しいものと考えられる。

一方、50歳台後半層における職員給与と民間給与との給与カーブの違いや、初任給を中心とした若年層における職員の給与水準が民間を下回っているといった状況等については、本県も国と同様の課題を抱えている。したがって、世代間の給与配分の見直しの観点から、国における俸給表の改定の考え方を、本県も取り入れる必要があるものと考えられる。

先に述べた均衡の原則の考え方を含め、以上のことを総合的に勘案すると、本県においても、国の俸給表の見直しに準じて給料表を改定する必要がある。

なお、今回の改定は、民間賃金水準の低い地域における官民給与の較差を踏まえた給料表への切替えであることから、改定にあたっては、給料表の備考等による水準調整を行わないことが適当であると考えられる。

また、来年度以降の毎年の民間給与との較差については、これまでと同様に、給料表や諸手当の改定により解消を図り、職員給与を適切に地域の民間給与の水準と均衡させる必要がある。

(イ) 地域手当の見直し

(ア) で述べたように、国においては、地域間の給与配分の見直しの観点から、俸給表水準を平均2%引き下げ、これに合わせて、地域手当の支給割合の改定や支給地域の見直しを行っている。

本県の地域手当の在り方については、国における見直し内容や、本県職員の勤務実態等を考慮する必要があるが、その具体的な検討にあたっては、給与制度の総合的見直しによる公民較差への影響や、他の都道府県の動向等を踏まえる必要があることから、当面は現行の内容とし、引き続き検討していくこととする。

(ウ) 単身赴任手当の見直し

人事院は、単身赴任手当について、公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、単身赴任する職員に一律で支給している基礎額を30,000円に引き上げることとしている。また、職員の住居と配

偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給される加算額についても、現行では年間9回の帰宅回数相当の額を、年間12回相当の額に引き上げるとともに、交通距離に応じた加算額の区分を2区分増設することとしている。

本県では、単身赴任手当の支給基準等を国に準拠してきていることや、民間事業所の支給状況を考慮すると、国家公務員の改定に準じて改定を行う必要がある。

(エ) 管理職員特別勤務手当の見直し

人事院は、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態があることから、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給することとしている。

本県では、管理職員特別勤務手当の支給基準等を国に準拠してきていることから、国家公務員の改定に準じて改定を行う必要がある。

(オ) 実施時期等

a 給料表等の見直し

(a) 給料表等の見直しの実施時期

給料表等の見直しは、平成27年4月1日から実施することとし、新たな給料表への切替えは、国家公務員の取扱いに準じて行う必要がある。

(b) 給料表等の改定に伴う経過措置

新たな給料表への改定に伴い、給料月額の水準が下がる職員については、国家公務員の取扱いに準じて、経過措置を講じる必要がある。

具体的には、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

なお、平成18年に実施した給与構造改革に伴う経過措置については、平成28年3月31日まで講じられることとなっていることから、この措置を受ける職員については、所要の調整措置を講じる必要がある。

b 単身赴任手当の見直し

単身赴任手当の見直しについては、平成27年4月1日から実施する。なお、同日から平成30年3月31日までの間、単身赴任手当の基礎額及び加算額については、それぞれ30,000円及び70,000円を超えない範囲内で、国家公務員の取扱いに準じて、人事委員会規則で定める額とする。

c 管理職員特別勤務手当の見直し

管理職員特別勤務手当の見直しは、平成27年4月1日から実施する。

d その他所要の措置

aからcまでのほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講じる。

ウ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 昇格制度の改正

国においては、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制する観点から、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するよう、人事院規則に定める昇格時号俸対応表を改正し、平成25年1月1日から実施している。

本人事委員会としては、給与制度は国に準拠することが基本と考えるところであり、昇格制度については、これまでも、本県の昇格時号俸対応表を国の昇格時号俸対応表に準じて定めてきたことなどを踏まえ、昨年、昇格時号俸対応表を国に準じて改正する必要がある旨を報告したところである。その後、他の都道府県において、国に準じた見直しを実施している団体が増えており、ほとんどの団体で改正されていることも踏まえると、早急に、国に準じて昇格時号俸対応表を改正する必要がある。

(イ) 昇給制度の改正

国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない措置を平成26年1月1日から実施している。

昨年、本県では、勤務成績を昇給に反映させる際の運用等について本県における実態を考慮する必要があることなどを踏まえ、改正を見送ったところである。

一方、他の都道府県においては、既に半数を超える団体が国に準じた措置を導入している状況となっていることから、本年の地方公務員法の改正の趣旨も踏まえ、昇給制度の改正に向けた環境整備を図る必要がある。

(ウ) 寒冷地手当

人事院は、寒冷地手当について、地域の指定基準に新たな気象データ（1981年から2010年までの30年平均値を用いた「メッシュ平均値2010」）を当てはめて、支給地域を改定するように勧告した。

本県においては、国に準じて支給地域や支給対象とする公署を指定した場合、市町村合併など気象条件以外の要因による影響を大きく受けることなどから、本県の実情や他の都道府県の動向等を踏まえ、慎重に検討を行う必要がある。

エ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえて月例給及び特別給を引き上げるとともに、来年度については国の給与制度の総合的見直しに準じて給料表の切替え等を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 平成26年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5 略）

b 諸手当

(a) 勤勉手当

① 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

② 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

(b) 単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号。以下「任期付研究員条例」という。）の改正

a 給料表等

任期付研究員条例第5条第1項及び第2項に規定する給料月額に乘じる割合を100分の99.21とし、給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.325月分及び1.425月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の改正

a 給料表等

任期付職員条例第6条第1項に規定する給料月額に乘じる割合を100分の99.21とし、給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.325月分及び1.425月分とすること。

イ 給与制度の総合的見直しに関する給与改定の内容

(ア) 給与条例の改正

a 給料表

アの(ア)のaによる改定後の給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別表9から別表13のとおり改定すること。(別表9から別表13 略)

b 諸手当

(a) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(b) 管理職員特別勤務手当

① 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

② ①の管理職員特別勤務手当の額は、①による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(イ) 市町立学校職員条例の改正

アの(イ)による改定後の給料表を別表14のとおり改定すること。(別表14 略)

(ウ) 任期付研究員条例の改正

アの(ウ)のaによる改正後の任期付研究員条例第5条第1項の規定を「第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。」に改め、同条第2項の規定を「第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。」に改め、給料表を別表15のとおり改定すること。(別表15 略)

(エ) 任期付職員条例の改正

アの(エ)のaによる改正後の任期付職員条例第6条第1項の規定を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。」に改め、給料表を別表16のとおり改定すること。(別表16 略)

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、アの(ア)のbの(b)、イ及びウの(イ)については、平成27年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

a 平成30年3月31日までの間における差額の支給

(a) イによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(b) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(a)の職員を除く。）について、(a)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)に準じて、給料を支給すること。

(c) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(a)又は(b)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)又は(b)に準じて、給料を支給すること。

b 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号。以下「平成17年市町立学校職員改正条例」という。）附則第7条の規定による給料

aによる差額の支給を受ける職員にあっては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、平成17年改正条例附則第9条第1項又は平成17年市町立学校職員改正条例附則第7条第1項中「その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額」とあるのは「その者が平成27年3月31日に受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額」と読み替えて支給すること。

c 単身赴任手当の基礎額の月額の特例

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、イの(ア)のbの(a)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。

(ウ) その他所要の措置

aからcまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（内容抜粋）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 地方公務員法改正への対応

(ア) 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

地方公務員法を改正する法律（以下「改正法」という。）が、本年5月に公布され、2年以内に施行されることとなっている。

改正法では、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行

われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められている。

各任命権者においては、こうした改正法の趣旨を踏まえ、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、現行の人事評価制度に関する規程等について、所要の充実や改善を図ることにより、客観的で透明性の高い能力本位の人事管理を行う必要がある。

また、今回、等級別基準職務表を条例に規定することが制度化され、あわせて、等級別に職名ごとの職員数の公表が義務付けられたことから、各任命権者においては、職務給の原則の一層の徹底を図る必要がある。

(イ) 退職管理の適正の確保

改正法では、公務の公正を図り住民の信頼を確保することを目的として、再就職した元職員による現職職員への働きかけを禁止するほか、地方公共団体が退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講じることとされており、任命権者においては、こうした法の趣旨を踏まえて、早期に制度を整備する必要がある。

イ 人材の確保と育成

本県では、これまで、人物重視や透明性の確保の観点から採用試験制度の改善に努めるとともに、多様な経験や専門性を有する者を採用するための社会人経験者等採用試験を実施し、また、高度化する課題に対応するための外部人材の確保や活用に取り組んできたところである。

採用試験の実施については、近年受験者が減少する傾向にあることから、各任命権者とも協力して、一層の情報発信に努めるとともに、試験の実施方法も含め、より効果的な訴求方法を検討・実施し、多くの受験者を確保していく必要がある。

なお、民間企業における大学生等の就職・採用活動時期が、平成27年度の卒業・修了予定者から後ろ倒しされることから、本県においても、国家公務員試験の対応や他の都道府県の動向などを参考にしつつ、後ろ倒しの趣旨に沿った採用試験を実施していく必要がある。

また、組織の総合力を高めていくため、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、目標管理・評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、計画的な人材育成に引き続き取り組むことが必要である。

ウ 女性登用の促進

これまでの男女共同参画型社会の形成を推進するという観点に加えて、様々な分野の活性化を図るため、大きな潜在力を持っている女性の力を活かすことが社会的な課題となっている。

本県においては、近年、職員に占める女性職員の割合は高まっており、将来の女性幹部職員育成のため、グループリーダー等のポスト職へ女性職員を配置するなどの取組を行っているものの、女性管理職の割合は全国平均を下回っている。

こうした状況を踏まえ、引き続き女性の登用を阻害している要因を把握・分析して、そうした要因を取り除くとともに、必要な両立支援の取組を推進しながら、出産・育児後の円滑な職場復帰や多様な職務機会の付与、研修等による能力開発などキャリア形成の支援を行った上で、女性登用の促進を

図る必要がある。

エ 時間外勤務の縮減等

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスは、少子高齢化社会の中で重要な取組の一つであり、なかでも、時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまで、経営戦略会議等を中心とした取組に加え、業務改善や一斉消灯など、各任命権者において時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているものの、時間外勤務の状況は、知事部局や教育委員会において増加傾向を示している。

こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、管理監督者に対して、事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進めるほか、事前命令の徹底や週休日の振替制度の活用等により、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

また、「仕事以外の生活の充実」の視点から、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、特定事業主行動計画に掲げる目標が達成できていない状況を踏まえ、週休日や夏季休暇等と連続して取得するなど、計画的な年次有給休暇の取得ができるよう、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に積極的に取り組む必要がある。

オ 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者が特定事業主行動計画を策定し、計画的に両立支援の取組が行われているところであるが、男性職員の育児参加については、計画に掲げる目標が達成できていない状況である。本年度は同計画の最終年度に当たることから、各任命権者においては、現計画の達成状況について検証を行い、来年度からの次期計画に反映するとともに、確実に実施するよう、さらに取組を強化する必要がある。

また、本県においては、本年、小学校1年生から3年生までの子を養育するための部分休暇を独自に創設するなど、両立支援のための休暇・休業制度の拡充を行ったところであり、各任命権者においては、こうした新たな制度の周知や利用しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

カ 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、任命権者において解消に向けた種々の取組が行われ、概ね減少傾向にある。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、引き続き、長距離・長時間通勤の実態を分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

キ 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、各任命権者とも各種研修や相談体制の充実など、様々な取組を推進しているところであるが、依然として、精神疾患による病休者・休職者数は増加傾向にあり、喫緊の課題となっている。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となる。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワーハラスメントについては、各任命権者において、新たに作成したハラスメントに特化した研修資料やハラスメント防止対策要綱の活用等により、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

ク 高齢期の職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げが始まり、雇用と年金の接続が社会的な課題となる中、本県においては、現時点では無年金となる期間が1年未満であることから、再任用を希望する退職者について、大部分を短時間勤務のスタッフ職として再任用している状況にある。

しかし、今後、さらに年金の支給開始年齢が引き上げられることから、再任用希望者が増加することが想定され、現行の短時間勤務を中心とした再任用制度では、これまでの経験や能力を十分に活かせないことや、職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が生じることが考えられる。このため、意欲と能力のある人材を幅広い職務や職域で最大限活用できるよう、フルタイム勤務の拡大を含め、現在の再任用制度の見直しを検討する必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、引き続き民間企業の動向を注視するとともに、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含めた再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行うこととしている。本県における再任用職員の給与についても、このような動きを踏まえながら検討していくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 平成26年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事業委員会が平成26年10月10日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（以下「勧告」という。）」のとおり改正された。（平成26年4月1日適用）

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

勧告に基づき医師等の初任給調整手当が改正された。（平成26年4月1日適用）

(イ) 期末手当及び勤勉手当

勧告のとおり改正された。（平成26年4月1日適用）

(ウ) 単身赴任手当

勧告のとおり再任用職員に対し新たに単身赴任手当を支給するよう改正された。（平成27年4月1日適用）

(2) 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

給料表等、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について勧告のとおり改正された。（平成27年4月1日適用）

(3) 昇格制度の改正

勧告に基づき昇格時号給対応表が改正された。（平成27年4月1日適用）

(4) 教員給与

国における公立学校の教員の諸手当の在り方に係る見直しの状況等を勘案して、教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当及び特別支援学校等に勤務する教員の調整数が改正された。（平成26年10月1日適用）

審 查 關 係 事 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する不服申立て

平成12年（不）第1号～第1304号事案（戒告処分取消請求）	
1	当事者 審査請求人 県立学校教職員1,304名 処分者 広島県教育委員会
2	処分の内容
(1)	処分年月日 平成11年12月28日、平成12年2月10日
(2)	処分内容 戒告
(3)	処分事由 「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し、提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。
3	不服申立理由の要旨
	いわゆる「組合年休」は、1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり、このことは県教委として「周知の事実」であった。
	「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり、県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。
	「組合年休」を一方的に違法行為とし、処分を前提として「自己申告」を求めるのは、自白の強要であり、憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが、職務命令に応じて提出したにもかかわらず、地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。
4	審査の経過
	平成12年2月4日 不服申立て（1,303名）
	平成12年2月21日 不服申立て（1名）
	平成12年2月23日 受理（1,261名）
	” 却下（43名：申立ての資格を欠く）
	平成12年7月13日～平成17年6月14日 取下げ（計29名）
	平成17年6月29日 第1回準備手続
	平成17年8月2日 第2回準備手続
	平成17年8月22日 取下げ（1名）
	平成17年8月26日 取下げ（1名）
	平成17年9月1日 第1回口頭審理
	平成17年11月22日 第2回口頭審理
	平成17年12月21日 第3回口頭審理
	平成18年1月6日 取下げ（1名）
	平成18年2月9日 第4回口頭審理
	平成18年3月28日 第5回口頭審理
	平成18年4月25日 第6回口頭審理
	平成18年5月30日 第7回口頭審理
	平成18年6月6日 取下げ（1名）
	平成18年7月6日 第8回口頭審理
	平成18年8月7日 第9回口頭審理

平成18年8月9日	取下げ(1名)
平成18年9月12日	第10回口頭審理
平成18年10月30日	第11回口頭審理
平成18年11月28日	第12回口頭審理
平成19年1月24日	第13回口頭審理
平成19年3月28日	第14回口頭審理
平成19年5月22日	第15回口頭審理
平成19年7月5日	第16回口頭審理
平成19年9月26日	取下げ(1名)
平成19年10月29日	第17回口頭審理
平成20年2月13日	第18回口頭審理
平成20年3月24日	第19回口頭審理
平成20年4月13日	取下げ(1名)
平成20年4月23日	第20回口頭審理
平成20年5月28日	第21回口頭審理
平成20年8月20日	第22回口頭審理
平成20年10月15日	第23回口頭審理
”	取下げ(11名)
平成21年5月18日	取下げ(1名)
平成21年6月26日	取下げ(1名)
平成22年12月28日	取下げ(1名)
平成24年6月12日	取下げ(940名)
平成24年6月14日	取下げ(80名)
平成24年6月22日	取下げ(3名)
平成24年8月31日～	
平成24年11月5日	取下げ(178名)
平成24年11月27日	決定(却下)(7名)
平成25年3月4日	取下げ(1名)
平成25年8月28日	第24回口頭審理
平成25年11月20日	裁決(棄却)
平成26年5月8日	再審請求
平成26年5月16日	再審請求
平成26年12月17日	決定(却下)

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年(不)第25号～第65号事案(戒告処分取消請求)
 平成14年(不)第5号,第6号,第67号～第70号事案(戒告処分取消請求)
 平成15年(不)第49号,第50号事案(戒告処分取消請求)
 平成17年(不)第4号,第14号,第15号事案(戒告処分取消請求)
 平成18年(不)第2号,第3号,第22号～第25号事案(戒告処分取消請求)
 平成24年(不)第2号,第3号事案(戒告処分取消請求)
 平成25年(不)第3号,第4号事案(戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町立学校教職員44名
 (平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名)
 (平成15年度入学式分2名・平成16年度卒業式分1名・平成17年度入学式分2名)
 (平成17年度卒業式分3名・平成18年度入学式分3名・平成23年度卒業式分1名)
 (平成24年度入学式分1名・平成24年度卒業式分1名・平成25年度入学式分1名)

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日・平成15年5月9日
 平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日・平成18年5月12日
 平成24年3月29日・平成24年4月27日・平成25年3月28日・平成25年4月26日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。これまでも同様の行為を行っているもの。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法、教育基本法の保障する思想及び良心の自由、表現の自由、教育の自由を侵害しているものである。

(2) 職務命令を受けていない。

(3) 地公法第33条違反(信用失墜行為)については処分事由として成立しない。

4 審査の経過

平成13年7月2日 不服申立て(平成13年(不)第25号~第65号事案)
平成13年7月17日 受理
平成14年5月23日, 24日 不服申立て(平成14年(不)第5号, 第6号事案)
平成14年6月10日 受理
平成14年6月21日 不服申立て(平成14年(不)第67号~第70号事案)
平成14年7月3日 受理
平成15年7月3日 不服申立て(平成15年(不)第49号, 第50号事案)
平成15年7月16日 受理
平成16年12月14日 47件を併合
平成17年4月15日 不服申立て(平成17年(不)第4号事案)
平成17年5月16日 不服申立て(平成17年(不)第15号事案)
平成17年5月30日 受理
平成17年6月4日 不服申立て(平成17年(不)第14号事案)
平成17年6月14日 受理
平成17年6月20日 受理
平成18年4月17日 不服申立て(平成18年(不)第2号, 第3号事案)
平成18年5月12日 受理, 不服申立て(平成18年(不)第22号, 第25号事案)
平成18年5月20日 不服申立て(平成18年(不)第23号, 第24号事案)
平成18年5月22日 受理
平成18年6月19日 受理
平成24年5月26日 不服申立て(平成24年(不)第2号, 第3号事案)
平成24年5月29日 受理
平成24年11月9日 取下げ(1名2件)
平成25年5月19日 不服申立て(平成25年(不)第3号, 第4号事案)
平成25年5月31日 受理
平成25年6月20日 取下げ(30名30件)
平成25年7月10日~25日 取下げ(6名6件)
平成25年7月31日 決定(却下)(2名4件)
平成25年9月24日 全事案を併合
平成26年4月5日 取下げ(1名1件)
平成26年度末現在 準備書面提出済 現在係属 4名19件

5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年(不)第72号~第78号事案(戒告処分取消請求)
平成15年(不)第15号~第22号事案(戒告処分取消請求)
平成15年(不)第46号~第48号事案(戒告処分取消請求)
平成16年(不)第14号~第19号事案(戒告処分取消請求)
平成16年(不)第38号~第40号事案(戒告処分取消請求)
平成17年(不)第7号~第9号事案(戒告処分取消請求)
平成17年(不)第18号~第20号事案(戒告処分取消請求)
平成18年(不)第4号~第9号事案(戒告処分取消請求)
平成18年(不)第26号~第27号事案(戒告処分取消請求)
平成19年(不)第12号~第14号事案(戒告処分取消請求)

平成19年 (不) 第15号～第19号事案 (戒告処分取消請求)
 平成20年 (不) 第6号～第10号事案 (戒告処分取消請求)
 平成20年 (不) 第11号～第14号事案 (戒告処分取消請求)
 平成21年 (不) 第3号～第6号事案 (戒告処分取消請求)
 平成21年 (不) 第9号～第10号事案 (戒告処分取消請求)
 平成22年 (不) 第1号事案 (戒告処分取消請求)
 平成22年 (不) 第4号～第5号事案 (戒告処分取消請求)
 平成22年 (不) 第16号～第18号事案 (戒告処分取消請求)
 平成23年 (不) 第3号～第5号事案 (戒告処分取消請求)
 平成24年 (不) 第1号事案 (戒告処分取消請求)
 平成25年 (不) 第1号事案 (戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 県立学校教員21名

(平成14年度入学式分7名・平成14年度卒業式分8名・平成15年度入学式分3名)
 (平成15年度卒業式分6名・平成16年度入学式分3名・平成16年度卒業式分3名)
 (平成17年度入学式分3名・平成17年度卒業式分6名・平成18年度入学式分2名)
 (平成18年度卒業式分3名・平成19年度入学式分5名・平成19年度卒業式分5名)
 (平成20年度入学式分4名・平成20年度卒業式分4名・平成21年度入学式分2名)
 (平成21年度卒業式分3名・平成22年度入学式分3名・平成22年度卒業式分3名)
 (平成23年度卒業式分1名・平成24年度卒業式分1名)

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成14年5月10日・平成15年3月28日・平成15年5月9日・平成16年3月30日
 平成16年5月14日・平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日
 平成18年5月12日・平成19年3月29日・平成19年5月11日・平成20年3月28日
 平成20年5月9日・平成21年3月30日・平成21年5月8日・平成22年3月29日
 平成22年4月20日・平成23年3月30日・平成24年3月29日・平成25年3月28日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。

なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。

4 審査の経過

平成14年7月3日	不服申立て(平成14年(不)第72号～第78号事案)
平成14年7月9日	受理
平成15年5月27日	不服申立て(平成15年(不)第15号～第22号事案)
平成15年6月10日	受理
平成15年6月30日	不服申立て(平成15年(不)第46号～第48号事案)
平成15年7月16日	受理
平成16年5月25日	不服申立て(平成16年(不)第14号～第19号事案)
平成16年6月14日	5件受理・1件却下
平成16年7月12日	不服申立て(平成16年(不)第38号～第40号事案)
平成16年8月4日	受理
平成17年5月20日	不服申立て(平成17年(不)第7号～第9号事案)
平成17年5月30日	受理
平成17年7月8日	不服申立て(平成17年(不)第18号～第20号事案)
平成17年7月21日	受理
平成18年5月19日	不服申立て(平成18年(不)第4号～第9号事案)
平成18年5月22日	受理
平成18年7月7日	不服申立て(平成18年(不)第26号～第27号事案)
平成18年7月31日	受理

平成19年5月25日	不服申立て(平成19年(不)第12号~第14号事案)
平成19年6月15日	受理
平成19年7月5日	不服申立て(平成19年(不)第15号~第19号事案)
平成19年7月31日	受理
平成20年5月23日	不服申立て(平成20年(不)第6号~第10号事案)
平成20年5月28日	受理
平成20年7月4日	不服申立て(平成20年(不)第11号~第14号事案)
平成20年7月20日	受理
平成21年5月21日	不服申立て(平成21年(不)第3号~第6号事案)
平成21年6月3日	受理
平成21年6月22日	不服申立て(平成21年(不)第9号~第10号事案)
平成21年6月30日	受理
平成22年3月31日	不服申立て(平成22年(不)第1号事案)
平成22年4月7日	受理
平成22年5月20日	不服申立て(平成22年(不)第4号~第5号事案)
平成22年5月26日	受理
平成22年6月10日	不服申立て(平成22年(不)第16号~第18号事案)
平成22年6月11日	受理
平成23年5月20日	不服申立て(平成23年(不)第3号~第5号事案)
平成23年5月27日	受理
平成24年5月23日	不服申立て(平成24年(不)第1号事案)
平成24年5月29日	受理
平成23年10月31日~	
平成24年6月7日	取下げ(16名)
平成24年12月25日	全事案を併合
平成25年4月16日	不服申立て(平成25年(不)第1号事案)
平成25年4月26日	受理・併合
平成26年8月27日	第1回口頭審理
平成26年11月12日	第2回口頭審理
平成27年3月24日	裁決(棄却)

5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年(不)第11号事案(戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 小中学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年10月15日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。(職務命令違反、信用失墜行為)
- 3 不服申立理由の要旨
年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。
- 4 審査の経過

平成21年10月15日	不服申立て
平成21年10月20日	受理
平成22年7月2日	準備手続
平成22年9月13日	第1回口頭審理
平成22年10月26日	第2回口頭審理
平成22年11月19日	第3回口頭審理
平成24年8月20日	第4回口頭審理
平成24年10月29日	第5回口頭審理

平成24年12月25日	第6回口頭審理
平成25年5月31日	第7回口頭審理
平成25年7月16日	裁決(棄却)
平成26年1月16日	再審請求
平成26年6月23日	決定(却下)
5 審査の方法	公開口頭審理

平成22年(不)第2号,第3号事案(転任処分取消請求)	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員2名
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成22年4月1日
(2) 処分内容	転任
3 不服申立理由の要旨	
(1)	組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
(2)	希望と異なる異動が行われた。
(3)	通勤時間が増大した。
4 審査の経過	
平成22年5月11日	不服申立て
平成22年9月1日	1件受理, 1件却下
平成26年度末現在	準備書面未提出 現在係属 1名
5 審査の方法	公開口頭審理

平成25年(不)第2号事案(懲戒免職処分取消請求)	
1 当事者 審査請求人	市町立学校教員
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成25年3月19日
(2) 処分内容	懲戒免職
(3) 処分事由	平成24年8月頃から平成25年2月まで,女子生徒に対して抱きつく行為等を繰り返し,別の女子生徒に対しても抱きついたり,足を触ったりする行為を行い,当該生徒らに不快感や嫌悪感を与えた。 これらの行為により,平成25年3月に強制わいせつ容疑で逮捕された。このことは,地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。
3 不服申立理由の要旨	
(1)	行為の頻度及び内容について,事実誤認がある。
(2)	強制わいせつ罪で逮捕されたが平成25年4月に不起訴となっており,逮捕そのものが不当とすら言える事案である。
4 審査の経過	
平成25年5月17日	不服申立て
平成25年5月31日	受理
平成25年12月3日	準備手続
平成26年1月30日	第1回口頭審理
平成26年3月19日	第2回口頭審理
平成26年7月29日	裁決(棄却)
5 審査の方法	非公開口頭審理

平成25年(不)第5号事案(懲戒免職処分取消請求)	
1 当事者 審査請求人	県立学校事務職員
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	

- (1) 処分年月日 平成25年9月13日
- (2) 処分内容 懲戒免職
- (3) 処分事由 平成22年4月から平成23年5月まで、教職員公舎の会計役員として共益費などの管理支払事務に従事していた際に、水道局の通知書や浄化槽管理に関わる領収書等を偽造し、後任の会計役員に引き継いだ。このことにより、平成25年8月、有印公文書偽造・同行使及び有印私文書偽造・同行使の容疑で逮捕され、平成25年9月に起訴された。
- また、領収書の偽造により、使途不明金を生じさせ、その一部を横領した。このことは、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。
- 3 不服申立理由の要旨
- (1) 有印公文書偽造等については起訴された段階であるに過ぎず、横領については起訴さえされていない状態であり、この時点では地方公務員法第33条に違反したとはいえない。
- (2) 処分者の請求人からの事情聴取は、警察署の面会室において短時間行われたものであり、請求人への事実関係の調査が不十分で、同人の弁明を聴取しておらず、適切な処分手続きを経ていない。
- 4 審査の経過
- 平成25年11月8日 不服申立て
- 平成25年11月20日 受理
- 平成26年12月24日 審理終了
- 平成27年2月26日 裁決（棄却）
- 5 審査の方法 書面審理

平成25年（不）第6号事案（懲戒免職処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 町教育委員会事務局職員
処分者 府中町教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成25年10月31日
- (2) 処分内容 懲戒免職
- (3) 処分事由 平成25年9月15日（日）午後7時5分頃、呼気1リットルにつき0.5ミリグラムのアルコール分を体内に保有する状態で、自家用軽自動車を運転し、追突事故を起こしたうえ民家門扉に衝突し損壊を与えたため、酒気帯び運転の罪で現行犯逮捕され、同罪の法定刑の最高刑（罰金50万円）による有罪の略式命令判決を受けた。
- このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反しており、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。
- 3 不服申立理由の要旨
- (1) うつ病のみならずアルコール依存症に罹患しており、著しく自己抑制力が低下した状態に陥っていたが、処分理由で全く考慮していない。
- (2) 被害者に直接謝罪できていないのは、医師の判断により、裁判直後に入院したためであり、不利な事情として認定すべきではない。
- (3) アルコール依存症に罹患していたという事情は全く報道されておらず、処分理由で町民の不信感を強調すべきではない。
- (4) 日常の勤務態度等や過去のセクハラ行為等で処分を受けていることを処分理由の中心として考慮することはできない。
- 4 審査の経過
- 平成25年12月27日 不服申立て
- 平成26年1月22日 受理
- 平成26年10月17日 審理終了
- 平成27年1月29日 裁決（棄却）
- 5 審査の方法 書面審理

平成26年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成25年12月25日
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 処分事由 平成23年12月に校長から、他の教諭を指導する際には、不適切な言動を行わないよう指導を受けたにもかかわらず、平成24年度に新規採用の女性教諭を指導する際、平成24年9月頃まで「バカ」「役にたたん」「つまらんじゃろう」「鈍い」等の正当性を逸脱した表現を加えて指導したことにより、同教諭に精神的苦痛を与え、職場環境の悪化を生じさせた。さらに、管理職に対しても「バカ」と発言する等の不適切な言動を行った。また、酒席において、同教諭に喫煙及び飲酒を勧め、不快感を与えた。

これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。

3 不服申立理由の要旨

- (1) 処分者は、パワハラ等を受けたと訴えた当該女性教諭の主張に基づいて聴取を進め、訴えられた請求人の主張は要求しても不十分にしか聴く機会をもととしなかった。このような経過の中で下された処分は、正当性を欠き、一方的なものであり不当である。
- (2) 「処分事由」にある発言は、背景・経過・状況があつてのことで、反省すべき点はあるものの、非常に重い「戒告」という処分を下されるものではなく、処分が重すぎる。
- (3) 校長が職責を全うしていなかったことと本件とは、非常に深い関係がある。校長の勤務に関する聴取等は、請求人への対応を基準に考えると非常にぬるい。そのぬるい聴取をもとに下された校長への処分内容及び当時の教頭に処分がないこと等と比較して、請求人の処分は重すぎる。

4 審査の経過

平成26年2月17日 不服申立て
 平成26年2月28日 受理
 平成26年度末現在 準備書面交換中

5 審査の方法 書面審理

平成26年（不）第2号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
 処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成26年4月1日
- (2) 処分内容 転任
- (3) 処分事由 処分説明書は交付されていない。

3 不服申立理由の要旨

- (1) 校長ヒアリングにおいて、健康上の理由から自宅に近い近隣校を希望したが、遠い学校に配置換えとなった。
- (2) 人事異動希望調書に健康面での詳細な記述を行い、車の運転の疲れや背中痛み等の理由も丁寧に記載したが、それに沿った人事異動とはなっていない。
- (3) 同じ学校の同じ教科の新規採用から4年目の教員が、私の自宅の近隣校に異動になった。なぜ健康面において理由のある私とその学校に異動することができなかったのか。
- (4) 校長裁量（校長の意見）はどこまで認められるのか、不透明な部分が多分にある。

4 審査の経過

平成26年4月4日 不服申立て
 平成26年4月8日 受理
 平成27年1月29日 第1回口頭審理
 平成27年2月2日 取下げ

5 審査の方法 非公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成25年（措）第1号事案（昇給区分の決定）

1 当事者 要求者 県立学校教員
当 局 広島県教育委員会

2 措置要求内容の要旨

(1) 平成25年4月1日の定期昇給の昇給区分を「昇給なし」から「4号給昇給」に修正し、4月に遡って既支払済の給与との差額を支給すること。

3 審査の経過

平成25年5月13日 措置要求
平成25年5月31日 受理
平成26年6月10日 陳述聴取
平成26年11月28日 審査終了
平成27年1月29日 判定（認容）

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成26年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成26年度)

申出人の任命権者	件数
知事	1件
教育委員会	0件
警察本部長	0件
受託分	0件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 26 年度）	
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 26. 4. 2	（役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 27. 2. 27	（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 27. 3. 30	（役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭 48. 1. 10	-	
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 26. 4. 7	（役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 26 年度）	
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	平 27. 3. 27	（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	平 26. 12. 24	（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 26. 11. 13	（役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	平 27. 3. 10	（役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	平 26. 4. 10	（役員）
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	平 26. 5. 19	（職名）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第52条第4項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市技術審議官 危機管理監 部長 局付 課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事（秘書課、人事課の人事、給与、服務、職員団体担当、業務プロセス改善課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当）
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事（会計総務課、総務事務課） 主幹・主査（会計総務課の庶務、予算担当のうち、グループリーダー業務に従事するもの）

平成 27 年 3 月 31 日現在

機関	職
教育委員会事務局	教育長 教育次長 理事 参与 部長 課長（室長を含む。） 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 社会教育監 経営企画監 グローバル教育監 全国高等学校総合文化祭推進監 課長代理 課長補佐 主幹（学校経営支援課） 主任管理主事 総務係長 法務係長 委員会係長 秘書係長 教員免許係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第1係長 給与第2係長 給与第3係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 県立学校改革係長 振興係長 管理係長 主査（管理部、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）及び秘書係に限る。）、教職員課（教員免許係を除く。）、学校経営支援課（教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当）） 管理主事 総務係（人事又は服務を担当する者に限る。）、法務係、秘書係、教職員課（教員免許係を除く。） 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の専門員、主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・専門員・主任（任用、給与勧告、公平審査等の事務担当）
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事（合同総務課）
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事（合同総務課）
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 ダム管理事務所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
広島ヘリポート管理事務所	所長
文書館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次長 支所長 部長 課長 室長
縮景園	園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 学芸企画監 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総務課長 教育指導課長 主任管理主事 管理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総括事務長 事務長

備考

- 1 知事部局の「局付」は、局付のうち、商工労働局に置かれ商工労働局海の道プロジェクト・チームの事務に従事するものをいう。
- 2 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、経営企画チーム、市町行財政課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいう。
- 3 知事部局の「参事」は、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 4 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改善課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 5 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課に置かれ、秘書を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 6 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

平成27年3月31日現在

(町)

町名	議会事務局長	町長部局	会計管理者	教育委員会事務局	保育所等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町 事務局長 事務局長次長	部長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(職員課) 部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 部長 主幹	教育委員 教育部長 教育次長 課長 主幹	所長		監査委員事務局局長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 と館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務局長	H26.5.1
	海田町 事務局長 主幹	部長 次長 参事 課長 調整監 課長補佐(総務課)	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 教育次長 課長 主幹	所長		老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務局長	H24.5.24
	熊野町 局長	部長 副部長 課長 事務局長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 教育次長 課長	保育所 長			校長 教頭 事務局長	H21.5.28
	坂町 事務局長	課長 課長補佐(総務課) 事務局長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 教育次長 課長				校長 教頭 事務局長	H22.5.31
山県郡	安芸太田町 事務局長	課長 課長補佐(総務課) 事務局長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 教育次長 課長	保育所 長 保育園 長		保健・医療・福祉統括センター課長 福祉事務所 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務局長	H26.5.1
	北広島町 事務局長	課長 課長補佐(総務課) 事務局長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 教育次長 課長			豊北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務局長	H26.5.1
豊田郡	大崎上島町 事務局長	課長 主幹 課長補佐(総務課) 課長補佐(総務課) 【支所】支所長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 課長			福祉事務所長	校長 教頭 事務局長	H20.6.5
世羅郡	世羅町 事務局長	課長 室長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務局長	H22.4.30
神石郡	神石高原町 事務局長	課長 課長補佐(総務課) まちづくり推進課 室長 (情報政策室、未来戦略室) 【支所】支所長	会計管理者 部長	教育委員 教育部長 課長 調整監	所長		農業委員会事務局局長	校長 教頭 事務局長	H24.5.24

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	課長 会計管理者	H21. 4. 30
内部管理	広島中央環境衛生組合	課長 参事 (総務課)	H21. 11. 12
	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成27年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	広島ヘリポート管理事務所	労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法別表第1各号	事業内容	該 当 事 業 所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 員 事 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校 (広島高等技術専門学校を除く) 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎及び広島南特別支援学校呉分校を除く) 広島南特別支援学校呉分校 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 員 事 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 員 事 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成26年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	101 件	1 件	121 件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	1	1
衛生管理者選任報告	8	38	9	55
産業医選任報告	0	2	0	2
ボイラー性能検査	3	2	2	7
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	5	2	0	7
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	0	0
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	2	0	0	2
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0

